

第1章 基本的な事項



総合防災訓練による住民避難訓練

(1) 計画策定の趣旨

長野県は、地形的・気象的な特性により、数多くの災害が発生し、甚大な被害を被ってきました。近年では平成23年3月の長野県北部地震や、平成26年2月の大雪災害、7月の土石流災害、9月の御嶽山噴火災害、11月の長野県神城断層地震、令和元年東日本台風など、多くの災害に見舞われ、県民の尊い命と貴重な財産が失われるとともに、被災地域の観光業をはじめとする産業は大きな打撃を受けました。それらの大規模自然災害に対して、「命を守る」ための備えとして、迎え撃つ社会の在り方が問われています。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。その後、平成30年12月に、基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行いました。

長野県においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての県民や長野県に訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、平成28年3月に長野県強靱化計画を策定しました。また、長野県強靱化計画の策定後も、日本国内では熊本地震を始め多くの災害が発生するなか、災害対応などを通じて新しい知見や教訓が得られており、長野県においてもこれらの知見や教訓を活用していく必要があるため、平成30年3月に、「第2期長野県強靱化計画」（以下「長野県強靱化計画」という。）として改定を行いました。

長野県強靱化計画によると、長野県の強靱化は、「災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

自然災害の発生を止めることはできません。しかしながら、自然災害を予想し、事前の準備や対策を行い、更には「自助」、「共助」、「公助」が連携することによって被害の抑制や早期の復旧が可能となり、町民の生命、財産、生活を守り抜くことに繋がります。

当町東側の木曾駒ヶ岳を主峰とする木曾山脈は、風化の進んだ花崗岩による急峻な地形となり、崩落しやすく危険箇所が随所に見られます。また、木曾川左岸には木曾駒ヶ岳に源を持つ滑川、十王沢ほか中小河川の急流が木曾川に注ぎ、右岸にも国有林から小川が流入しています。こうした地形により当町は、土砂災害や河川氾濫による水害の発生や、「南海トラフ」や「木曾山脈西縁断層帯」の地震等を震源とする地震が発生した場合の被害が予測されています。

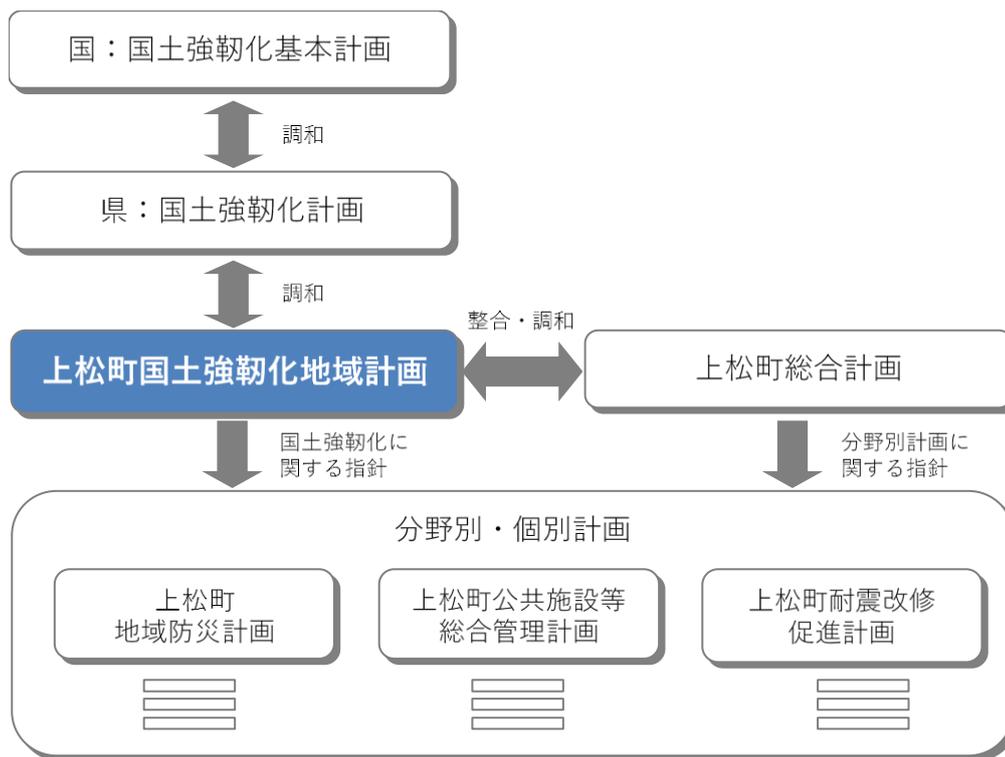
こうしたなか、地域防災計画の見直しやハザードマップの作成などを行い、災害に強いまちづくりを推進してきました。

こうした動向を踏まえ、当町においても、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、町の強靱化に関する指針となる「上松町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進します。

（２）計画の性格

本計画は、大規模自然災害に対する当町の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、「第6次上松町総合計画」と整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から様々な分野の指針となる計画です。

〔参考〕他の計画との関係



1) 第6次上松町総合計画

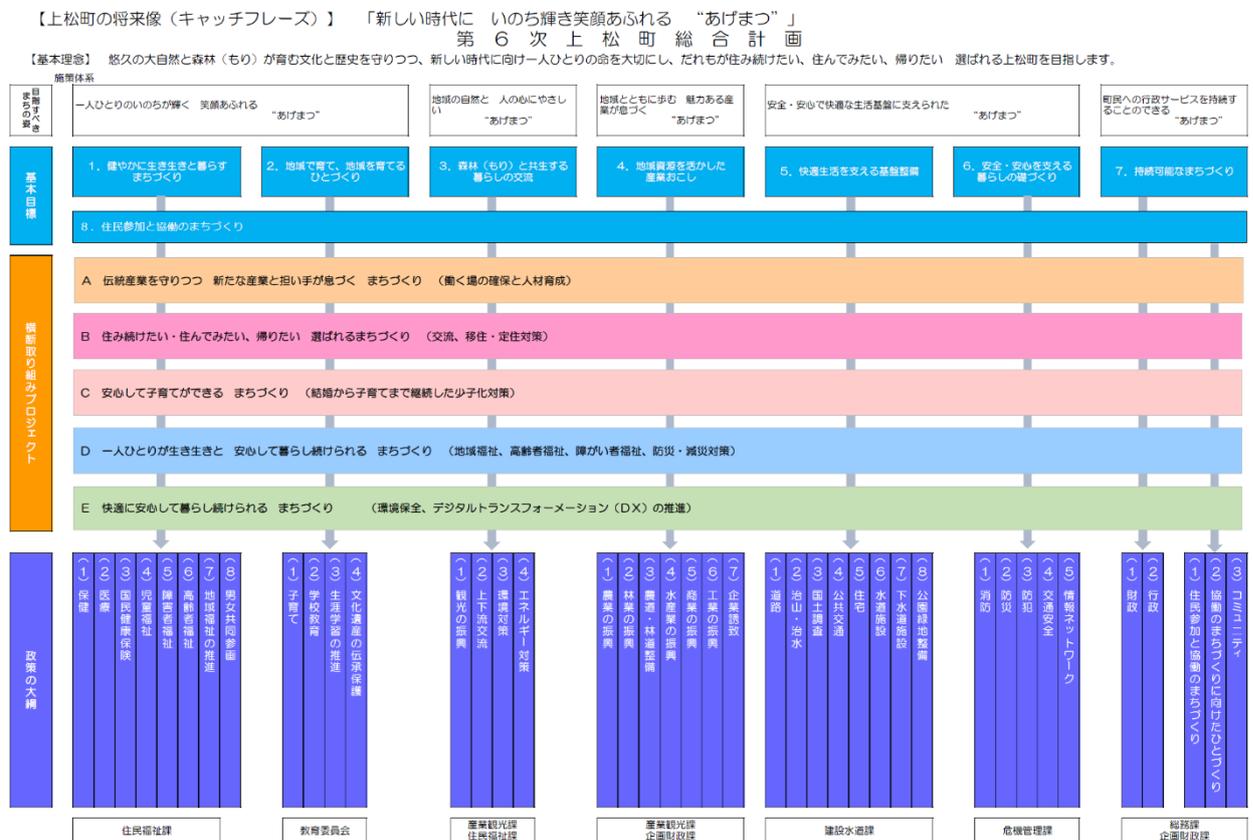
【目標年次】

基本構想 2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度）

前期基本計画 2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）

【基本構想】

基本構想では、町の将来像（キャッチフレーズ）を「新しい時代にいのち輝き笑顔あふれる“あげまつ”」と定め、また、基本理念を「悠久の大自然と森林（もり）が育む文化と歴史を守りつつ、新しい時代に向け一人ひとりの命を大切に、だれもが住み続けたい、住んでみたい、帰りたい、選ばれる上松町」として、5つの目指すべきまちの姿、8つの基本目標、5つの横断取り組みプロジェクトを設定しています。



【前期基本計画（防災関連）】

前期基本計画では、防災に関して「第6章 安全・安心を支える暮らしの礎づくり」の中で、下記のとおり示されています。

現況と課題

町では、2018年（平成30年）3月に「上松町地域防災計画」を改訂しました。これは、東日本大震災や御嶽山噴火災害など大規模な災害等を受け、また、発生が危惧されている東

海地震、南海地震、東南海地震等に配慮したもので、従来の震災対策、風水害対策に加え、原子力災害対策、その他大規模災害の新規策定や内容の充実を図りました。

また、町民にハザードマップを公開して災害が危惧される区域の周知を図るだけでなく、防災意識を高めて有事に即応できる体制を整備するために、避難誘導訓練や消防防災訓練、情報伝達訓練を行っています。地区住民が地域で支え合うことで、円滑な避難行動をし、被害を最小限に抑えるために、災害時要支援者等の状況を把握、記録した「地域支え合いマップ」の作成に取り組んでいます。

町内には地形的特徴から、土石流等の災害の発生により集落が孤立する可能性があり、対応の検討が必要です。地域コミュニティで助け合い、被害を最小限に抑えることができるような取り組みの継続が求められています。

基本方向

地域で支え合うことで、災害発生時の被害を最小限に抑え、安心して暮らすことのできる町を目指します。

具体的な施策

①事前防災への取り組み

- 避難誘導訓練、消防防災訓練、情報伝達訓練など、各種訓練を実施します。
- 各種訓練の実施に際し、多くの町民の参加を促します。
- 孤立の可能性のある集落について、避難態勢を検討します。
- 事前防災を計画的に進めるため、国土強靱化地域計画等に基づく施策に取り組めます。
- 民間企業、周辺町村、関係機関等と災害時連携協定や災害時応援協定等の締結を推進します。

②地域コミュニティでの支え合いの取り組み

- 各地域での自主防災組織の取り組みを支援します。
- 地区防災マップ及び地域支え合いマップの作成を支援します。
- 各地域の企業や団体等との連携を促します。

2) 上松町地域防災計画

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な「地震災害」「風水害」「原子力災害等」「その他大規模災害（雪害、航空災害、道路災害、鉄道災害、危険物災害、火事災害、林野火災、火山災害）」に備え、対処するため、社会構造の変化等を踏まえ、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、「かけがえのない住民の生命、身体及び財産を地震災害等から保護」すること

を目的としています。

計画は、それぞれの災害に対して、「災害予防対策計画」「災害応急対策計画」「災害復旧計画」など災害が起きた際の対策が示されています。防災の基本方針としては、以下のとおり定めています。

防災の基本方針

本町は、多くの活断層、急峻な地形、急勾配の溪流を有するという自然的条件と高齢者等要配慮者の増加、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の「災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興」の3段階を基本とし、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。特に、人的・経済的被害を軽減する、いわゆる減災対策の一層の充実を図る。
 - (1) 周到かつ十分な災害予防
 - (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
 - (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- 2 町、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし必要な措置を講ずる。
 - (1) 防災施設・設備の整備の促進
 - (2) 防災体制の充実
 - (3) 住民の防災意識の高揚・自主防災組織の育成強化
 - (4) 高齢者、障害者、傷病者、外国籍住民等、乳幼児、妊産婦、児童など特に配慮を要する者（以下「災害時要配慮者」または単に「要配慮者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - (5) 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
 - (6) 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有
- 3 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずる。
- 4 どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

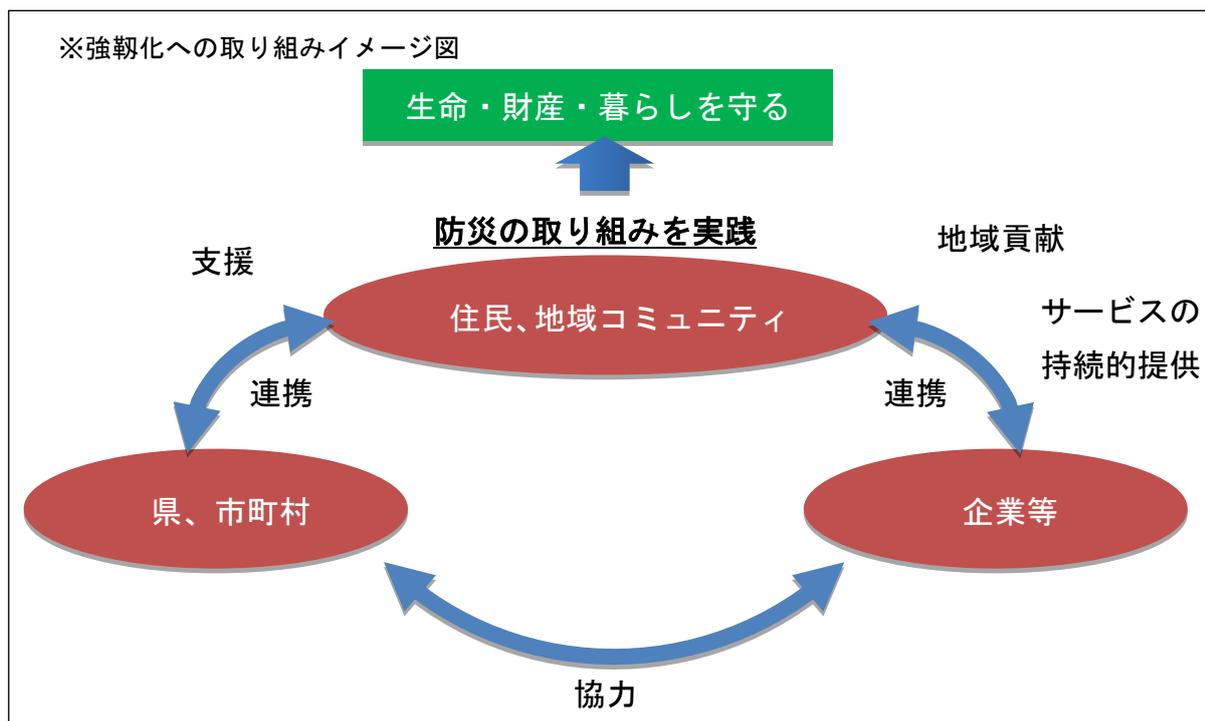
(3) 計画の目的

町民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにあります。また、長野県が実施した県政モニター調査結果によると、災害時において最も心配することは、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることが課題として挙げられています。

行政のみならず、企業、町民も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

本計画は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するため、国の基本計画や長野県強靱化計画と調和を図りながら策定するもので、国土強靱化の観点から、当町における様々な分野の指針となる計画です。

さらに、本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、住民が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。



(4) 計画期間

計画の期間は 2021 年度（令和 3 年度）から 2025 年度（令和 7 年度）までとしますが、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえて必要に応じて見直しを行います。

(5) 施策の重点化

財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、優先順位の高いものから、重点的に推進していく必要があります。長野県は、国が設定した 45 項目の「起きてはならない最悪の事態」を、地理的状况等を加味して 32 項目までに整理しました。当町においては、これらを参考に 28 項目に整理し、それぞれの対応方策をまとめました。

(6) 評価見直し

本計画に位置づけた各種施策については、「第 6 次上松町総合計画」、「第 2 期上松町総合戦略」、「上松町地域防災計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画では、必要に応じて、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCA サイクルにより、取組の効果を検証し、計画を見直します。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。

